## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市ごみステーション整備事業補助金
補助事業等の 目 標	地区が管理するごみステーションの整備に要する費用を補助することにより、地域の環境美化を図り、もって良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
補助事業等の 対 象 者	(1) ごみステーションを設置する区及び自治会 (2) ごみステーションの管理者
補助対象経費	1 ごみステーションの整備に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。 (1) 家庭から排出されるごみを一時的に集積し、散乱の防止等のために使 用する固定式、非固定式又は簡易式の施設の新設、増設又は改設に係る 経費 (2) ごみステーションの改修を行う場合の既存施設の撤去に係る経費 2 ごみステーションの設置場所の土地の取得又は賃借に係る経費は、補助 対象経費から除くものとする。
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	予算の範囲内で補助対象経費の10分の10以内(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 補助事業者の負担を軽減し、ごみステーションの環境整備及び美化を推進するため
補助事業等の評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	令和3年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 継続して補助することにより、ごみステーションの環境整備及び美化を推 進するため
情 報 の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	1 この取扱基準において「ごみステーション」とは、市長が設置を許可し、 及び委託した事業者が定日収集方式により収集を行う家庭系廃棄物の集 積及び収集の場所をいう。 2 この取扱基準による補助金の交付を受けることができる回数は、ごみス テーション1か所につき1回とする。ただし、次に掲げる場合を除く。 (1) 市長が災害、盗難等により整備の必要があると特に認める場合 (2) この取扱基準による補助金の交付を受けた日から起算して5年を経過 したごみステーションを整備する場合

	<ul><li>3 補助事業者及びこの取扱基準による補助金を受けて整備したごみステーションの利用者は、当該ごみステーションを適切に維持し、及び管理し、常にその清潔を保持するよう努めなければならない。</li><li>4 補助事業者は、固定式、非固定式又は簡易式施設の戸締り、収納等の管理について、市及び収集事業者と事前に協議するものとする。</li></ul>
提出書類	1 補助金の交付を受けようとする者は、諏訪市補助金等交付規則に定める申請書にごみステーション付近の見取図、補助対象経費に係る見積書の写し、ごみステーションに設置する施設の構造等が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 2 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、諏訪市補助金等交付規則に定める実績報告書に補助対象経費に係る領収書の写し、整備後のごみステーションの写真を添付して、市長に提出しなければならない。 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 市民環境部 環境課 環境衛生係

令和 3年 3月17日 制定(令和 3年 4月 1日 施行)